第十六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金以外の資金の運用）」を付し、同条第一項中「組合の」を「組合は、」に、「の運用は」を「（厚生年金保険給付組合積立金その他の厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金（以下「厚生年金保険給付組合積立金等資金」という。）及び退職等年金給付組合積立金その他の退職等年金給付に係る業務上の余裕金（以下「退職等年金給付組合積立金等資金」という。）を除く。以下この条において同じ。）の運用を」に、「するものとする」を「行わなければならない」に改め、同項第一号中「預金」の下に「又は貯金」を加え、同項第二号中「対する」の下に「資金の」を加え、同項第三号中「限る」の下に「。次条第一項第三号において同じ」を加え、同項第四号中「国債、地方債」を「国債証券、地方債証券」に改め、「有価証券」の下に「（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。）」を加え、同項第五号中「取得」の下に「、譲渡又は貸付け」を加え、同項第六号中「限る」の下に「。次条第一項第四号において同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

七　当該組合の経理単位（主務省令で定めるところによりその経理について設けられる区分をいう。次条第一項第十一号において同じ。）に対する資金の貸付け

第十六条第三項中「。次項及び第五項において同じ」を削り、「国債、地方債」を「国債証券、地方債証券」に改め、「不動産の取得」の下に「、譲渡若しくは貸付け」を加え、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「不動産の取得」の下に「、譲渡若しくは貸付け」を加え、「国債、地方債」を「国債証券、地方債証券」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「法第二十五条の規定による」を削り、「について」を「に関し必要な事項」に、「主務大臣が」を「主務省令で」に改め、同項を同条第五項とする。

第十六条の次に次の二条を加える。

（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用）

第十六条の二　組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号まで、第十五号、第十八号及び第二十一号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）並びにこれらの有価証券に係る標準物（同条第二十四項第五号に掲げる標準物をいう。第六号イ及び次項において「標準物」という。）の売買

二　預金又は貯金（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第二号の規定により厚生労働大臣が適当と認めて指定した預金又は貯金の取扱いを参酌して主務大臣が定めるものに限る。）

三　信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ　前二号及び第五号から第八号までに掲げる方法

ロ　金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第五号において同じ。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。）であつて組合が同号ロに規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものの締結

四　組合員（長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る。）を被保険者とする生命保険の保険料の払込み

五　第一号の規定により取得した有価証券（金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に限る。）の株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二条第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者に対する貸付け

六　次に掲げる権利の取得又は付与

イ　金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（次号において「金融商品取引所」という。）の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させることができる権利

ロ　債券の売買契約において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買契約が解除されるもの（外国で行われる取引に係る売買契約に係るものを除く。）

七　先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融商品取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同号に掲げる取引に類似するものに限る。）に該当するもの（次号において「市場デリバティブ取引」という。）を除く。）の対象となるものをいう。）の売買

八　通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引（市場デリバティブ取引に該当するものを除く。）を成立させることができる権利をいう。）の取得又は付与

九　不動産（あらかじめ主務大臣の承認を受けたものに限る。）の取得、譲渡又は貸付け

十　地方公共団体の一時借入れに対する資金の貸付け

十一　当該組合の経理単位に対する資金の貸付け（厚生年金保険給付組合積立金等資金にあつては退職等年金給付に係る経理単位に対するものを、退職等年金給付組合積立金等資金にあつては厚生年金保険給付に係る経理単位に対するものを除く。）

2　前項の規定により同項第一号に掲げる有価証券（国債証券、地方債証券、標準物その他主務省令で定めるものを除く。）を取得する場合においては、応募又は買入れの方法により行わなければならない。

3　組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金を合同して管理及び運用を行うことができる。

4　前三項に規定するもののほか、組合の厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（資金の運用に関する契約）

第十六条の三　組合は、前二条の業務上の余裕金の運用に関して、次に掲げる契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意を払うとともに、法令及び組合と締結した契約その他の規程を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならない。

一　第十六条第一項第三号及び前条第一項第三号に掲げる信託の契約

二　前条第一項第三号ロに規定する投資一任契約

三　第十六条第一項第六号及び前条第一項第四号に掲げる生命保険の保険料の払込みの契約

第十七条に見出しとして「（厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金以外の資金の運用）」を付し、同条中「余裕金」の下に「（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金を除く。）」を加える。